

1. 介護保険内:(基本単位×介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合)

(1)看護師の訪問について

地域単価 1 単位=10.84円

サービス内容	訪問看護		介護予防訪問看護		備考
	単位/回 (点)	金額/回 (円)	単位/回 (点)	金額/回 (円)	
20分未満	313	3,392	302	3,273	※1
30分未満	470	5,094	450	4,878	
30分以上1時間未満	821	8,899	792	8,585	
1時間以上1時間30分まで	1,125	12,195	1,087	11,783	

\* 准看護師の訪問看護は所定単位数の90/100の算定となります。

(2)リハビリスタッフの訪問について

サービス内容	訪問看護		介護予防訪問看護		備考
	単位/回 (点)	金額/回 (円)	単位/回 (点)	金額/回 (円)	
20分	293	3,176	283	3,067	
40分	586	6,352	566	6,135	
60分	792	8,585			

\* 週に120分以内の訪問となります。

(3)加算について

サービス内容	単位/回 (点)	金額/回 (円)	備考
初回加算	300	3,252	*併用不可
退院時共同指導加算	600	6,504	※2・3
早朝・夜間加算 基本単位の25%増	各25% 増	各25% 増	※4
深夜加算 基本単位の50%増	各50% 増	各50% 増	※4
緊急時訪問看護加算	574	6,222	※5・6・10
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,420	※6・7・8・10
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,710	
看護・介護職員連携強化加算	250	2,710	※9
ターミナルケア加算	2000	21,680	※10・11
長時間訪問看護加算(1時間30分以上)	300	3,252	※7
複数名訪問加算(Ⅰ) (30分未満/30分以上)	254/402	2,753/4,357	※12 同時に看護師等との訪問
複数名訪問加算(Ⅱ) (30分未満/30分以上)	201/317	2,178/3,436	※12 同時に看護補助者との訪問

\* 利用料金の総合計端数は、小数点以下切り捨てとなります。

※1 利用者に対し、週1回以上20分以上の訪問看護を実施していることと、利用者の連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制である時に算定されます。

※2 新規に訪問看護計画書を作成して利用を開始した場合に算定されます。また区分変更(要介護→要支援、要支援→要介護)に変更があった場合にも算定します。

※3 退院に当たり、当該者又はその看護にあたっている者に対し主治医・その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合、初回訪問日に算

定めます。

- ※4 サービス提供時間：夜間とは18時～22時・早朝とは6時～8時・深夜とは22時～6時の提供時間のことです。
- ※5 緊急時訪問看護加算の契約をいただく方には、専用の電話番号をお知らせしますので、24時間電話連絡が可能です。状況に応じて夜間や早朝、休日の緊急訪問にも対応します。
- ※6 計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定。一月のうち2回以降には、早朝・夜間・深夜加算がつきます。
- ※7 長時間訪問看護加算は特別管理加算対象者に限り算定します。1回の訪問時間が1時間30分以上の場合、所定のサービス費に上記単位数を加算します。
- ※8 特別管理加算はⅠ、Ⅱに分かれています。算定される場合はその都度担当よりご説明させていただきます。
- ※9 看護職員が介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに介護員等に同行し、利用者の居宅において実施状況を確認した場合又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備、連携体制確保の為に会議に出席した場合に算定します。
- ※10 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナル加算は、区分支給限度基準内単位数には含まれません。
- ※11 死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める状態にある者に対して訪問看護を行っている場合にあつては1日)以上ターミナルケアを実施した場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含みます。)に算定します。(主治医との連携の下に、ターミナルケアに関わる計画及び支援体制を利用者様及びご家族様に対し説明・同意を得て実施します。)
- ※12 複数名訪問加算は利用者の身体的な理由などにより 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合に、利用者様やご家族様の同意を得た上で加算します。

## 2. 介護保険給付とならない場合の利用料

サービス提供時間が、90分を超える場合(30分毎) ※特別管理加算対象者を除く	5,000円
要介護度別居宅介護サービス支給限度額を超えてしまう場合	超過分は全額自己負担

## @(あつと)訪問看護ステーション 料金表 医療保険の場合

### 訪問看護利用料

※指定訪問看護は、主治医が訪問看護の必要性を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を提供します。

介護保険の適応でない方、介護保険の要介護認定者でも末期悪性腫瘍及び急性増悪等時に訪問看護の提供を行います。

### ※介護保険の要介護認定者に対する訪問看護療養費の給付

医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示が出ている場合、一月につき、指示の日から14日を限度として、医療保険の訪問看護適応となります。

サービス内容		料金		
(I) 訪問看護基本療養費	イ) 看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士(ハを除く)	週3日まで	5,550 円	
		週4日目以降	6,550 円	
	ロ) 准看護師	週3日まで	5,050 円	
		週4日目以降	6,050 円	
ハ) 悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 ※2		1日につき	12,850 円	
訪問看護基本療養費(II) ※1	イ) 看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士(ハを除く)	同一日に2人	週3日まで	5,550 円
		同一日に3人以上	週4日目以降	6,550 円
			週3日まで	2,780 円
		週4日目以降	3,280 円	
	ロ) 准看護師	同一日に2人	週3日まで	5,050 円
			週4日目以降	6,050 円
		同一日に3人以上	週3日まで	2,530 円
			週4日目以降	3,030 円
ハ) 悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 ※2		1日につき	12,850 円	
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中の訪問)			8,500 円	
難病等複数回訪問加算		2回/日	4,500 円	
		3回以上/日	8,000 円	
緊急訪問看護加算		1日につき	2,650 円	
長時間訪問看護加算(1回の訪問が90分を超えた場合)		週1日	5,200 円	
複数名訪問看護加算	看護職員＋看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	週1日 ※3	4,500 円	
	看護職員＋准看護師	週1日 ※3	3,800 円	
	看護職員＋その他職員(看護師等又は看護補助者)	週3日 ※4	3,000 円	
		1回/日 ※5	3,000 円	
		2回/日 ※5	6,000 円	
		3回以上/日 ※5	10,000 円	
夜間・早朝訪問看護加算		1回	2,100 円	
深夜訪問看護加算		1回	4,200 円	

サービス内容		料金	
機能強化型訪問看護療養費1	月の初日	12,830 円	
	2日目以降	3,000 円	
機能強化型訪問看護療養費2	月の初日	9,800 円	
	2日目以降	3,000 円	
機能強化型訪問看護療養費3	月の初日	8,470 円	
	2日目以降	3,000 円	
訪問看護管理療養費(機能強化型以外)	月の初日	7,440 円	
	2日目以降	3,000 円	
24時間対応体制加算	一月につき	6,400 円	
特別管理加算	重症度の高いもの ※6	一月につき	5,000 円
	その他	一月につき	2,500 円
退院時共同指導加算 ※7	1回/月 ※8	8,000 円	
退院支援指導加算	退院日の翌日以降、初日の訪問日※9	6,000 円	
在宅患者連携指導加算	1回/月	3,000 円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)	1回	2,000 円	
訪問看護情報提供療養費	1回/月	1,500 円	
訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅、指定特定施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは特別老人ホーム等のご利用者様	25,000 円	
訪問看護ターミナルケア療養費2	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定しているご利用者様	10,000 円	

※1 同一建物居住者

※2 緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師、又は特定行為研修を終了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合(医師が訪問看護指示料の手順書加算を算定する利用者)、月1回、更に 2,500 円加算されます。

※3 ①特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の利用者

②特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる利用者

③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている利用者

④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる利用者

※4 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる利用者

⑤利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる利用者

⑥その他利用者の状況等から判断して、①～⑤のいずれかに準ずると認められる利用者

※5 ①特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の利用者

②特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる利用者

③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている利用者

※6 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

※7 特別管理加算が算定できる状態等にある場合には、特別管理指導加算として、更に 2,000 円加算されます。

※8 厚生労働大臣が定める疾病等利用者については2回まで加算されます。

※9 15歳未満の超重症児又は準超重症児、別表第8に掲げる者、特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている者に長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合、8,400円加算されます。

【別表第7】

・末期の悪性腫瘍 ・多発性硬化症 ・重症筋無力症 ・スモン ・筋萎縮性側索硬化症  
・脊髄小脳変性症 ・ハンチントン病 ・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。） ・多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群） ・プリオン病 ・亜急性硬化性全脳炎 ・ライソゾーム病 ・副腎白質ジストロフィー ・脊髄性筋萎縮症 ・球脊髄性筋萎縮症 ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ・後天性免疫不全症候群 ・頸髄損傷 ・人工呼吸器を使用している状態

【別表第8】

- 1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4 真皮を越える褥瘡の状態にある者
- 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定しているもの

【厚生労働大臣が定める疾病等】

・末期の悪性腫瘍 ・多発性硬化症 ・重症筋無力症 ・スモン ・筋萎縮性側索硬化症  
・脊髄小脳変性症 ・ハンチントン病 ・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。） ・多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群） ・プリオン病 ・亜急性硬化性全脳炎 ・ライソゾーム病 ・副腎白質ジストロフィー ・脊髄性筋萎縮症 ・球脊髄性筋萎縮症 ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ・後天性免疫不全症候群 ・頸髄損傷 ・人工呼吸器を使用している状態

例として 週1回、月4回の訪問(訪問看護基本療養費 I +訪問看護管理療養費)

5,550 円×4 日+7,440 円(初日)+3,000 円(2 日目以降)×3 日=38,640 円

1割 3,860 円 2割 7,730 円 3割 11,590 円

(1)後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

一般の方 訪問看護に要する費用の1割

一定以上の所得の方 訪問看護に要する費用の3割

※その他各種保険の場合は、各保険に基づいて請求いたします。

※医療保険の定める報酬に基づいて負担額を請求いたします。

(2)長時間訪問看護サービス

◎特別管理加算を算定される利用者様又は特別訪問看護指示書を受けている利用者様は、90 分の訪問を行った場合、週に 1 回に限り長時間訪問看護加算の対応になります。

1)医療保険のサービス提供時間が、週のうち1日が2時間を超える場合は、別途料金がかかります。

08:45～17:45 30分毎 5,000円

17:46～21:59 30分毎 7,500円

22:00～05:59 30分毎 10,000円

06:00～08:44 30分毎 7,500円

2)医療保険のサービス提供時間が、週のうち2日目以降が90分を超える場合は、2日目以降1訪問ごとに別途料金がかかります。

08:45～17:45 30分毎 5,000円

17:46～21:59 30分毎 7,500円

22:00～05:59 30分毎 10,000円

06:00～08:44 30分毎 7,500円

3)医療保険のサービス提供時間が、退院当日(退院支援日)で90分を超える場合は、別途料金がかかります。

08:45~17:45 30分毎 5,000円

17:46~21:59 30分毎 7,500円

22:00~05:59 30分毎 10,000円

06:00~08:44 30分毎 7,500円

◎特別管理加算又は特別訪問看護指示書が無い利用者様

1)医療保険のサービス提供時間が、1訪問に付、90分を超える場合は、別途料金がかかります。

08:45~17:45 30分毎 5,000円

17:46~21:59 30分毎 7,500円

22:00~05:59 30分毎 10,000円

06:00~08:44 30分毎 7,500円

(3)夜間・早朝、深夜加算について

\*夜間・早朝(6:00~7:59・18:00~21:59)

\*深夜(22:00~5:59)

※営業時間外(月~金の17:46~08:44、土・日・祝日・年末年始(12/30~1/3))の訪問看護サービスは、上記料金のほか、1訪問ごと別途5,000円がかかります。

